

第三次産業分野に係る既存の動態統計調査及び業務記録等の整備状況等

資料3

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無	
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業		1,645 (81)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業中分類「93 電気業」を営む企業(98企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	経済産業省 電力調査統計【電気事業者の発受電実績(電力量)】 発受電月報(発受電実績)の提出義務あり(電気事業法第106条第3項) 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。)に対し、事業年度終了後三月以内に、財務諸表の提出義務あり(電気事業法第34条第2項)
	34 ガス業		591 (194)	ガス事業統計【ガス生産量】(月) 経済産業省 ・調査客体 : ガス事業を営む事業所(全数) ・調査事項 : 原料(在庫高・入荷高・消費高)、月間消費電力量、生産品(在庫高・生産高・出荷高)、月末従業者数、需要家メーター数 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業中分類「34 ガス業」、「35 熱供給業」及び「36 水道業」を営む企業(177企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	経済産業省 一般ガス事業者に対し、事業年度終了後三月以内に、財務諸表の提出義務あり(ガス事業法第26条第2項)
	35 熱供給業		146 (74)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「34 ガス業」欄を参照 ・調査事項 : }	経済産業省 熱供給事業者に対し、事業年度経過後90日以内に、財務諸表等の提出義務あり(熱供給事業法施行規則第31条)
	36 水道業	Q E 推計上、「361 上水道業」(船舶給水業)及び「363 下水道業」は「政府サービス」に、その他は「水道」に区分		691 (168)	需要側統計を利用して推計 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「34 ガス業」欄を参照 ・調査事項 : }
H 情報通信業	37 通信業		10,292 (2,079)	通信産業動態調査(固定電気通信業・移動電気通信業)【売上高】(月) 総務省 ・調査客体 : 日本標準産業分類小分類「372 固定電気通信業」及び「373 移動電気通信業」を営む企業(63企業) ・調査事項 : 企業の概要、売上高(以上は毎月)、従業者の状況(半年ごと)、業況見通し(四半期ごと) 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業大分類「H 情報通信業」を営む企業(1,642企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	総務省 電気通信事業者(有線放送電話業を除く。)に対し、事業年度経過後三月以内(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は四月以内)に、財務諸表等の提出義務あり(電気通信事業会計規則第17条、電気事業報告規則第6条第1項、第一種指定電気通信設備接続会計規則第10条第1項) 有線放送電話業者に対し、毎年五月末日までに、財務諸表等の提出義務あり(有線放送電話規則第9条)

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無	
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)
H 情報通信業	38 放送業		1,636 (730)	通信産業動態調査(民間放送業)【売上高】(月) 総務省 ・調査客体 : 日本標準産業分類中分類「382 民間放送業(有線放送業を除く)及び「3831 有線テレビジョン放送業」のうちケーブルテレビ業を営む企業(70企業) ・調査事項 : 企業の概要、売上高(以上は毎月)、従業員の状況(半年ごと)、業況見通し(四半期ごと) } 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「37 通信業」欄を参照 ・調査事項 : }	総務省 有線テレビジョン放送事業者に対し、毎年六月末日までに、収支状況等についての報告義務あり(有線テレビジョン放送法施行規則第36条) 電気通信役務利用放送事業者に対し、毎年六月末日までに、収支状況等についての報告義務あり(電気通信役務利用放送法施行規則第37条第1項) 有線ラジオ放送事業者に対し、毎年六月末日までに、収支状況等についての報告義務あり(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する規則第5条) 委託放送事業者に対し、委託放送事業の決算期ごとに、事業収支結果報告の義務あり(放送法施行規則第17条の26第2項) NHK NHK資料【受信契約件数】
		39 情報サービス業	26,413 (17,157)	特定サービス産業動態統計調査(情報サービス業)【売上高】(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業分類「39 情報サービス業」を営む企業(255企業) ・調査事項 : 事業所数、常用従業者数、月間売上高、今後の売上高の四半期見直しなど 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「37 通信業」欄を参照 ・調査事項 : }	
	40 インターネット附随サービス業	401 インターネット附随サービス業	1,717 (1,122)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「37 通信業」欄を参照 ・調査事項 : }	
	41 映像・音声・文字情報制作業	411 映像情報制作・配給業	3,467 (2,530)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「37 通信業」欄を参照 ・調査事項 : }	
		412 音声情報制作業	233 (177)		
		413 新聞業	1,691 (978)	総工業出荷指数 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「37 通信業」欄を参照 ・調査事項 : }	
		414 出版業	5,405 (3,829)	総工業出荷指数 国内企業物価指数 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「37 通信業」欄を参照 ・調査事項 : }	
415 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業		3,608 (682)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「37 通信業」欄を参照 ・調査事項 : }		
		QE推計上、「4151 ニュース供給業」は「広告・調査・情報サービス」に、その他は「娯楽サービス」に分類			

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無		
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)	
I 運輸業	42 鉄道業		4,571 (336)	国土交通月例経済【JR旅客数量・民鉄旅客数量・鉄道貨物数量、一般・特別種合せトラック貨物数量、タクシー・バス旅客数量】(月) 国土交通省 鉄道輸送統計調査(月。索道事業者については、四半期) ・調査客体：鉄道事業者、軌道経営者、索道事業者(企業・全数) ・調査事項：旅客・貨物営業キロ、旅客・貨物数量、旅客・貨物収入など 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体：資本金1,000万以上の日本標準産業中分類「42 鉄道業」、「43 道路旅客運送業」、「44 道路貨物運送業」を営む企業(638企業) ・調査事項：損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	国土交通省 鉄道事業者、軌道経営者、索道事業者に対し、事業年度経過後100日以内に財務諸表等の提出義務あり(鉄道事業等報告規則第2条第1項、軌道法施行規則第35条) 旅客自動車運送事業者に対し、事業年度経過後100日以内に財務諸表等の提出義務あり(旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項) 貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者は除く。)に対し、事業年度経過後100日以内に財務諸表等の提出義務あり(旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項)	
	43 道路旅客運送業		35,023 (7,129)			
	44 道路貨物運送業		63,464 (29,641)			
	45 水運業			3,949 (2,409)	国土交通月例経済【内航海運貨物】(月) 国土交通省 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体：資本金1,000万以上の日本標準産業中分類「45 水運業」を営む企業(242企業) ・調査事項：損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	外国貿易概況【輸出入貨物重量】(月) 財務省 国土交通省 内航海運業者に対し、事業年度経過後100日以内に財務諸表等の提出義務あり(内航海運業報告規則第3条第1項) 一般旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者、船舶運航事業を営む法人、外航船舶運航事業を営む法人に対し、決算期経過後(事業年度経過後)90日以内に財務諸表の提出義務あり(船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第3条)
	46 航空運輸業			829 (112)	国土交通月例経済【国内線・国際線旅客数量、国内線・国際線貨物数量】(月) 国土交通省 企業向けサービス価格指数【国内・国際航空貨物数量、国内・国際航空旅客数量】 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体：資本金1,000万以上の日本標準産業中分類「46 航空運輸業」、「47 倉庫業」、「48 運輸に附帯するサービス業」を営む企業(476企業) ・調査事項：損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	
	47 倉庫業			8,806 (2,363)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体：} 上記「46 航空運輸業」欄を参照 ・調査事項：}	
	48 運輸に附帯するサービス業		Q E 推計上、「4854 貨物荷扱固定施設業」(港湾関係)、「4855 棧橋泊きよ業」、「4856 飛行場業」(国、地方公共団体)及び「4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業」(灯台、水路情報提供活動)は「政府サービス」に、その他は「その他の運輸」に分類	13,414 (4,487)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体：} 上記「46 航空運輸業」欄を参照 ・調査事項：}	国土交通省 港湾運送事業者に対し、事業年度経過後100日以内に財務諸表等の提出義務あり(港湾運送事業報告規則第2条) 貨物利用運送事業者に対し、事業年度経過後100日以内に財務諸表等の提出義務あり(貨物利用運送事業報告規則第2条第1項)

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無		
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)	
J 卸売・小売業			1,626,442 (453,775)	<p>商業販売統計調査(業種別商業販売額)(月) 経済産業省</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査客体 : 代理商・仲立業を除く商業を営む事業所・企業(内 訳) 大規模卸売店: 900事業所(全数)、大規模小売店: 3,500事業所(全数)、一般商店(卸売・小売店): 12,600事業所、コンビニエンスストア: 15企業 調査事項 : 商品販売額・期末商品手持額、月末従業者数など <p>法人企業統計調査(売上高、売上原価)(四半期) 財務省</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査客体 : 資本金1,000万円以上の日本標準産業大分類「J 卸売・小売業」を営む企業(4,877企業)(内 訳) 卸売業: 3,160企業、小売業: 1,717企業 調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産 <p>商工業実態基本調査(売上高、売上原価)(5年) (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査客体 : 製造業、卸小売業、飲食店を営む企業(約30,000企業) 調査事項 : 従業者数、売上高及び営業費用、売上高の種類、商品等の販売先・仕入先、外注・受注の状況、資産・負債及び資本の状況など 		
K 金融・保険業	61 銀行業		15,068 (149)		<p>金融庁 銀行、長期信用銀行、信託会社に対し、営業年度経過後三月以内に、財務諸表等の提出義務あり(中間業務報告あり。銀行法第19条第1項、長期信用銀行法第17条など)、信用金庫、信用協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫等の協同組織金融業者に対し、事業年度終了後三月以内に、財務諸表等の提出義務あり(信用金庫法第89条第1項、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項など) 事業年度の末日時点で貸付残高が500億円を超える貸金業者に対し、事業年度終了後二月以内に、財務諸表等の提出義務あり(貸金業の規制等に関する法律第41条の2) また、上記を除く資本金1千万円以上の法人についても、財務諸表の提出義務あり(必要に応じ、個人及び資本金1千万円未満の法人についても提出義務を賦課) 割賦販売業者に対し、事業年度終了後遅滞なく、財務諸表等の提出義務あり(割賦販売法施行規則第24条)</p> <p>財務省 住宅金融公庫等の政府関係金融機関に対し、決算完結後一月以内に、財務諸表等の提出義務あり(公庫の予算及び決算に関する法律第18条第1項)</p> <p>金融庁 無尽会社、証券金融会社、証券会社、金融先物取引業者、証券投資顧問業者、投資信託委託業者、前払式証券届出・登録業者、信託受益権販売業者に対し、営業年度(事業年度)経過後三月以内に、財務諸表等の提出義務あり(無尽業法第16条、証券取引法第49条第1項及び第156条の24第1項など)</p> <p>経済産業省、農林水産省 商品先物取引業者、商品投資販売業者に対し、事業年度経過後三月以内に、財務諸表等の提出義務あり(商品取引所法第224条第1項、商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第14条第2項・第3項)</p>	
	62 協同組織金融業		12,023 (-)			
	63 郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関		280 (-)	<p>東京証券取引所統計月報【全国証券取引所の株式売買代金】(月) 東京証券取引所</p>		
	64 貸金業、投資業等非預金信用機関	641 貸金業		8,975 (2,405)		<p>東京証券取引所統計月報【全国証券取引所の株式売買代金】(月) 東京証券取引所</p> <p>特定サービス産業動態統計調査(クレジットカード業)(月)《経済産業省》</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査客体 : 日本標準産業細分類「6431 クレジットカード業」に係る業務を営む企業(87企業) 調査事項 : 事業所数、常用従業者数、月間売上高、今後の売上高の四半期見通しなど
		642 質屋		2,515 (1,031)		
		643 クレジットカード業、割賦金融業		2,261 (361)		
	649 その他の貸金業、投資業等非預金信用機関		499 (275)	<p>東京証券取引所統計月報【全国証券取引所の株式売買代金】(月) 東京証券取引所</p>		
65 証券業、商品先物取引業		2,895 (661)				
66 補助的金融業、金融附帯業		1,071 (294)				

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無	
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)
K 金融・保険業	67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)		39,986 (11,302)	<u>消費者物価指数【自動車保険料(任意・自賠責)】</u> <u>生命保険協会資料【収入保険料、保険金、年金等】</u>	<u>国土交通月例経済【自動車保有台数】(月)</u> 国土交通省 金融庁 保険業者に対し、事業年度終了後四月以内に、財務諸表等の提出義務あり(中間業務報告あり。保険業法第110条第1項)
L 不動産業	68 不動産取引業		62,051 (40,370)	<u>毎月勤労統計調査【常用雇用指数、きまって支給する現金給与実金指数(事業所規模5人以上)(月) 厚生労働省</u> <u>住宅賃賃料については、需要側統計(建築物着工統計など)を利用</u> 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業大分類「L 不動産業」を営む企業(1,997企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	
	69 不動産賃貸業・管理業	Q E 推計上、「691 不動産取引業」及び「694 不動産管理業」は「不動産仲介及び賃貸」に、「692 貸家業、貸間業」は「住宅賃賃料(帰属家賃含む)」に、「693 駐車場業」は「その他の運輸」に分類	254,420 (57,030)		
M 飲食店、宿泊業	70 一般飲食店		419,663 (53,185)	<u>外食産業市場動向調査【売上高前年同月比】(月)</u> <u>(社)日本フードサービス協会</u> ・調査客体 : 同協会加盟の824社(約46,000店舗) <内訳> ファーストフード37社、ファミリーレストラン46社、パブレストラン・居酒屋26社、テイクアウト20社、喫茶9社、その他(総合飲食、宅配ピザ、給食等)14社 ・調査事項 : 店舗数、売上高、客数、客単価	(社)日本フードサービス協会
	71 遊興飲食店		317,709 (19,355)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業中分類「70 一般飲食店」及び「71 遊興飲食店」を営む企業(312企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	
	72 宿泊業		65,335 (18,222)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業中分類「72 宿泊業」を営む企業(468企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	<u>国土交通省</u> <u>国土交通月例経済・主要旅行業者50社の旅行取扱状況速報【国内旅行取扱額】(月)</u> ・調査客体 : 主な旅行業者50社 ・調査事項 : 取扱額(国内旅行・海外旅行・外国人旅行別)
N 医療、福祉	73 医療業	731 病院	8,404 (3)	<u>需要側統計(国保医療費の動向、基金統計月報等)を利用(月)</u> <u>厚生労働省</u> 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業大分類「N 医療、福祉」に係る業務を営む企業(185企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	
		732 一般診療所	73,607 (26)		
		733 歯科診療所	61,905 (25)		
		734 助産・看護業	1,685 (70)		
		735 療術業	65,627 (3,042)		
		736 医療に附帯するサービス業	7,167 (2,011)		

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無	
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)
N 医療, 福祉	74 保健衛生	Q E 推計上、国・地方公共団体が行うものは「政府サービス」に、「742 健康相談施設」のうち対家計民間非営利サービス生産者が行うものは「対家計民間非営利サービス」に、その他は「医療・保健」に分類	1,301 (230)	需要側統計(国保医療費の動向、基金統計月報等)を利用(月) 厚生労働省 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「73 医療業」欄を参照 ・調査事項 : }	
	75 社会保険・社会福祉・介護事業	Q E 推計上、「754 老人福祉・介護事業」(訪問介護事業を除く)及び「759 その他の社会保険・社会福祉・介護事業」は「介護」に、地方公共団体・社会保険事業団体等によるものは「政府サービス」に、その他は「対家計民間非営利サービス」に分類	55,803 (4,739)	需要側統計(基金統計月報、介護給付費の動向、介護保険事業状況報告)を利用(月) 厚生労働省 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「73 医療業」欄を参照 ・調査事項 : }	厚生労働省 健康保険組合、国民年金基金、厚生年金基金等の社会保険事業団体に対し、財務諸表等の提出義務あり(健康保険法施行令第24条、国民年金法第140条、厚生年金保険法第177条など)
O 教育, 学習支援業	76 学校教育	Q E 推計上、国・地方公共団体が行うものは「政府サービス」に、その他のものは「対家計民間非営利サービス」に分類	16,489 (266)	学校基本調査(年) 文部科学省 - 学校経費調査 - ・調査客体 : 大学(国公立、放送大学)、国立高等専門学校、国立養護学校及び国立大学の附属学校(全数) ・調査事項 : 学校独自の収入(授業料、入学金等)、消費的支出(人件費、教育研究費、管理費等)、資本的支出(土地費、建築費等)など 地方教育費調査(年) 文部科学省 - 学校教育費調査、教育に係る収入調査 - ・調査客体 : (学校教育費) 公立の盲・聾・養護学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校(全数) 市町村教育委員会(全数) (収入) ・調査事項 : (学校教育費) 消費的支出(人件費、教育活動費、管理費等)、資本的支出(土地費、建築費等)など (収入) 授業料、入学金、検定料など 学校法人等基礎調査・学校法人基礎調査(年) 日本私立学校振興・共済事業団 ・調査客体 : 私立学校(全数) ・調査事項 : 収入(学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金、事業収入など)、支出(人件費、教育研究経費、設備関係支出など)、貸借対照表 法人企業統計季報(四半期)《財務省》 「学校教育」については、専修学校・各種学校のみ調査 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の「O 教育、学習支援業」を営む企業(180企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	文部科学省 国又は地方公共団体から經常費補助金の交付を受ける学校法人又は学校法人以外の私立の学校の設置者に対し、財務諸表等の提出義務あり(私立学校振興助成法第14条第2項) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、財務諸表等の提出義務あり

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無	
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)
○ 教育, 学習支援業	77 その他の教育, 学習支援業	771 社会教育 Q E 推計上、国・地方公共団体が行うものは「政府サービス」に、その他のものは「対家計民間非営利サービス」に分類	2,414 (277)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「76 学校教育」欄を参照 ・調査事項 : } 地方教育費調査(年) 文部科学省 - 社会教育費調査、知事部局における生涯学習関連費調査 - ・調査客体 : 地方公共団体が設置・所管する社会教育施設(公民館、図書館、博物館、青少年教育施設など)、生涯学習関連施設(青少年施設、女性関連施設)(全数) ・調査事項 : 財源別内訳(国庫・都道府県支出金など)、支出目別内訳(消費的支出(人件費)、資本的支出(土地・建築費)、債務償還費)	
		772 職業・教育支援施設 Q E 推計上、政府サービス生産者が行うものは「政府サービス」に、その他のものは「教育」に分類	1,530 (195)	毎月勤労統計調査【常用雇用指数、きまって支給する現金給与資金指数(事業所規模5人以上)】(月) 厚生労働省 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「76 学校教育」欄を参照 ・調査事項 : }	
		773 学習塾	49,198 (4,053)	特定サービス産業動態統計調査(学習塾)(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業小分類「773 学習塾」を営む企業(315企業) ・調査事項 : 常用従業者数及び講師数、月間売上高、受講生数、事業所数、今後の売上高及び雇用の四半期見通しなど 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「76 学校教育」欄を参照 ・調査事項 : }	
		774 教養・技能教授業	90,402 (5,319)	特定サービス産業動態統計調査(外国語会話教室、フィットネスクラブ、カルチャーセンター)【売上高】(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業細分類「7745 外国語会話教授業」(13企業)及び「7747 フィットネスクラブ」(83企業)を営む企業、「7749 その他の教養・技能教授業」のうち加付センターを営む事業所(158事業所) ・調査事項 : 常用従業者数及び講師(指導員)数、月間売上高、事業所数、今後の売上高及び雇用の四半期見通しなど 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「76 学校教育」欄を参照 ・調査事項 : }	
		779 他に分類されない教育, 学習支援業 Q E 推計上、政府サービス生産者が行うものは「政府サービス」に、その他のものは「教育」に分類	4,300 (1,653)	毎月勤労統計調査【常用雇用指数、きまって支給する現金給与資金指数(事業所規模5人以上)】(月) 厚生労働省 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「76 学校教育」欄を参照 ・調査事項 : }	

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無	
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)
P 複合サービス事業	78 郵便局(別掲を除く)		3,950 (35)	日本郵政公社統計データ【種類別引受郵便物数】(月) 他に、郵便業務収入、郵便貯金預払状況(件数、金額)、簡易保険契約状況(件数、金額)などのデータあり 法人企業統計季報(郵便局受託業のみ)(四半期) 財務省	《総務省》 日本郵政公社に対し、事業年度終了後三月以内に、財務諸表等の提出義務あり(日本郵政公社法第30条第1項)
	79 協同組合(他に分類されないもの)		26,637 (-)	直近の周年確報値を4等分して使用	《農林水産省》 農業協同組合、水産業協同組合(組合員の貯金、定期積金の受入れを行うもの)に対し、事業年度ごとに、決算に係る総会終了後2週間以内に、財務諸表等の提出義務あり(農業協同組合法施行規則第169条第1項、水産業協同組合法第58条の2第1項)
Q サービス業 (他に分類されないもの)	80 専門サービス業(他に分類されないもの)	801 法律事務所, 特許事務所	12,096 (-)	毎月勤労統計調査【常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数(事業所規模5人以上)】(月) 厚生労働省 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業中分類「80 専門サービス業」、「81 学術・研究開発機関」、「85 廃棄物処理業」、「86 自動車整備業」、「87 機械等修理業(別掲を除く)」、「93 その他のサービス業」を営む企業(996企業)	
		802 公証人役場, 司法書士事務所	12,323 (-)	・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	
		803 公認会計士事務所, 税理士事務所	31,860 (-)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「801 法律事務所、特許事務所」～ ・調査事項 : }「803 公認会計士事務所、税理士事務所」欄を参照	
		804 獣医薬業	8,445 (2,202)	毎月勤労統計調査【常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数(事業所規模5人以上)】(月) 厚生労働省 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「801 法律事務所、特許事務所」～ ・調査事項 : }「803 公認会計士事務所、税理士事務所」欄を参照	
		805 土木建築サービス業	53,839 (27,632)	毎月勤労統計調査【常用雇用指数、きまって支給する現金給与賃金指数(事業所規模5人以上)】(月) 厚生労働省 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「801 法律事務所、特許事務所」～ ・調査事項 : }「803 公認会計士事務所、税理士事務所」欄を参照	《国土交通省》 測量業者に対し、事業年度終了後三月以内に、財務諸表等の提出義務あり(測量法第55条の8第1項)
		806 デザイン・機械設計業	16,537 (9,211)	建設関連業等動態調査(月) 国土交通省 ・調査客体 : 日本標準産業分類細分類「8051 建築設計業」に属する建築設計業を営む事業所(90事業所)及び建設コンサルタント業を営む企業(50企業)、「8052 測量業」に属する業務を営む企業(50企業)、「8059 その他の土木建築サービス業」に属する地質調査業を営む企業(50企業) ・調査事項 : 1か月の受注(業務)件数・受注金額(工事費概算額)、大規模受注の内容(業務(工事)の種類、契約金額(工事費概算額)等)など	
		807 著述・芸術家業	1,058 (-)	法人企業統計季報(四半期) 財務省	
		808 写真業	13,324 (3,823)	・調査客体 : }上記「801 法律事務所、特許事務所」～ ・調査事項 : }「803 公認会計士事務所、税理士事務所」欄を参照	

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無	
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)
サービス業 (他に分類されないもの)	80 専門サービス業(他に分類されないもの)	809 その他の専門サービス業	41,552 (17,186)	毎月勤労統計調査【常用雇用指数、きまって支給する現金給与と賃金指数(事業所規模5人以上)】(月) 厚生労働省 特定サービス産業動態統計調査(エンディング業)【国内向け受注高】(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業細分類「8099 他に分類されない専門サービス業」のうちエンディング業を営む企業(95企業) ・調査事項 : 事業所数、常用従業者数、月間受注高、今後の受注高の四半期見通しなど 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「801 法律事務所、特許事務所」～ ・調査事項 : }「803 公認会計士事務所、税理士事務所」欄を参照	《国土交通省》 不動産鑑定業者に対し、毎年一回、事業実績等報告書(報酬額など)の提出義務あり(不動産の鑑定評価に関する法律第28条第1号)
		Q E 推計上、「8091 興信所」は「広告・調査・情報サービス」に、その他は「その他の事業所サービス」に分類			
	81 学術・開発研究機関	Q E 推計上、政府サービス生産者が行うものは「政府サービス」に、私立学校及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行うものは「対家計民間非営利サービス」に、その他は「研究」に分類	2,900 (514)	毎月勤労統計調査【常用雇用指数、きまって支給する現金給与と賃金指数(事業所規模5人以上)】(月) 厚生労働省 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } ・調査事項 : }上記「801 法律事務所、特許事務所」～ 「803 公認会計士事務所、税理士事務所」欄を参照	
	82 洗濯・理容・美容・浴場業		397,772 (29,450)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業中分類「82 洗濯・理容・美容・浴場業」及び「83 その他の生活関連サービス業」を営む企業(285企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産	
	83 その他の生活関連サービス業	Q E 推計上、「831 旅行業」は「その他の運輸」に、その他は「その他の対個人サービス」に分類	59,079 (12,940)	特定サービス産業動態統計調査(結婚式場業、葬儀業)【売上高】(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業細分類「8361 葬儀業」を営む企業(114企業)、「8362 結婚式場業」を営む事業所(203事業所) ・調査事項 : 従業者数、取扱件数、月間売上高、今後の売上高及び雇用の四半期見通しなど 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「82 洗濯・理容・美容・浴場業」欄を ・調査事項 : }参照	国土交通月例経済・主要旅行業者50社の旅行取扱状況速報【国内・外国・外国人旅行の総取扱額】(月) 国土交通省
84 娯楽業	841 映画館	744 (225)	特定サービス産業動態統計調査(映画館)【売上高】(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業小分類「841 映画館」に係る業務を営む事業所(256事業所) ・調査事項 : 常用従業者数、月間売上高、上映種類別入場者数、スクリーン数及び座席数、今後の売上高及び雇用の四半期見通しなど 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業中分類「84 娯楽業」を営む企業(558企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産		

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無	
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)
サービス業 Q (他に分類されないもの)	84 娯楽業	842 興行場(別掲を除く), 興行団	2,260 (1,399)	特定サービス産業動態統計調査(劇場・興行場、興業団)【売上高】(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業小分類「842 興行場(別掲を除く)、興行団」に係る業務を営む事業所(81事業所) ・調査事項 : 常用従業者数、入場者数、月間売上高、今後の売上高及び雇用の四半期見通し 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「841 映画館」欄を参照 ・調査事項 : }	
		843 競輪・競馬等の競走場, 競技団	801 (29)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「841 映画館」欄を参照 ・調査事項 : }	
		844 スポーツ施設提供業	9,580 (4,106)	特定サービス産業動態統計調査(ゴルフ場, ゴルフ練習場, ボウリング場)【売上高】(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業細分類「8443 ゴルフ場」(221事業所)、「8444 ゴルフ練習場」(212事業所)、「8445 ボウリング場」(118事業所)に係る業務を営む事業所(81事業所) ・調査事項 : 常用従業者数、利用者数、月間売上高、今後の売上高及び雇用の四半期見通しなど 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「841 映画館」欄を参照 ・調査事項 : }	
		845 公園, 遊園地	807 (186)	特定サービス産業動態統計調査(遊園地、テーマパーク)【売上高】(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業細分類「8452 遊園地(テーマパークを除く)」及び「8453 テーマパーク」に係る業務を営む事業所(32事業所) ・調査事項 : 常用従業者数、入場者数、月間売上高、今後の売上高及び雇用の四半期見通し 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「841 映画館」欄を参照 ・調査事項 : }	
		846 遊戯場	29,578 (5,936)	特定サービス産業動態統計調査(パチンコホール)【売上高】(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業細分類「8464 パチンコホール」に係る業務を営む企業(44企業) ・調査事項 : 常用従業者数、月間売上高、設置台数、事業所数、今後の売上高及び雇用の四半期見通し 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「841 映画館」欄を参照 ・調査事項 : }	
	849 その他の娯楽業	12,727 (2,608)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「841 映画館」欄を参照 ・調査事項 : }		
	85 廃棄物処理業	Q E 推計上、地方公共団体が行うものは「政府サービス」に、その他のものは「廃棄物処理」に区分	14,131 (8,869)	毎月勤労統計調査【常用雇用指数、きまって支給する現金給与資金指数(事業所規模5人以上)】(月) 厚生労働省 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「801 法律事務所、特許事務所」～ ・調査事項 : }「803 公認会計士事務所、税理士事務所」欄を参照	

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無		
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)	
サービス業 (他に分類されないもの) Q	86 自動車整備業		72,843 (25,110)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : } 上記「801 法律事務所、特許事務所」～ ・調査事項 : } 「803 公認会計士事務所、税理士事務所」欄を参照	<u>国土交通月例経済(自動車保有台数)(月) 国土交通省</u>	
	87 機械等修理業(別掲を除く)	Q E 推計上、「871 機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「872 電気機械器具修理業」は「自動車・機械修理」に、「873 表具業」及び「879 その他の修理業」は「その他の対個人サービス」に分類	33,110 (8,364)			
	88 物品賃貸業	881 各種物品賃貸業		1,490 (596)	特定サービス産業動態統計調査(物品賃貸業)【リース契約高、レンタル売上高】(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業小分類「881 各種物品賃貸業」、「882 産業用機械器具賃貸業」、「883 事務用機械器具賃貸業」に係るリース・レンタル業務を営む企業(118企業) ・調査事項 : 事業所数、常用従業者数、月間売上高(契約高)、今後の売上高(契約高)の四半期見通しなど 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業小分類「881 各種物品賃貸業」、「882 産業用機械器具賃貸業」、「883 事務用機械器具賃貸業」を営む企業(248企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産 建設関連業等動態調査(月) 国土交通省 ・調査客体 : 日本標準産業分類細分類「882 産業用機械器具賃貸業」のうち建設機械器具リース業を営む企業(50企業)、重仮設リース業を営む企業(8企業)、軽仮設リース業を営む企業(15企業) ・調査事項 : 年間売上高上位の企業 : 1か月の賃貸売上額、月末保有台数等、大規模受注の内容(月間賃貸売上高及び契約総額等)など	
		882 産業用機械器具賃貸業		10,008 (4,034)		
		883 事務用機械器具賃貸業		629 (247)		
		884 自動車賃貸業		4,686 (1,236)		
		885 スポーツ・娯楽用品賃貸業		647 (216)		
	889 その他の物品賃貸業		11,927 (3,482)	法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業小分類「884 自動車賃貸業」、「885 スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「886 その他の物品賃貸業」を営む企業(143企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産		

大分類	中分類	小分類	事業所・企業数 (注1)	統計調査・業務記録の有無		
				統計調査・加工統計(国・民間)(注2)	業務記録等(注3)	
サービス業 (他に分類されないもの) Q	89 広告業		10,948 (7,482)	特定サービス産業動態統計調査(広告業)【売上高】(月) 経済産業省 ・調査客体 : 日本標準産業中分類「89 広告業」を営む企業(97企業) ・調査事項 : 事業所数、常用従業者数、月間売上高、今後の売上高の四半期見通し 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : 資本金1,000万以上の日本標準産業中分類「89 広告業」及び「90 その他の事業サービス業」を営む企業(681企業) ・調査事項 : 損益(売上高、売上原価など)、人件費、資産・負債及び資本、固定資産、投資その他の資産		
				毎月勤労統計調査【常用雇用指数、きまって支給する現金給与実数指数(事業所規模5人以上)】(月) 厚生労働省 法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「89 広告業」欄を参照 ・調査事項 : }		
	90 その他の事業サービス業	901 速記・ワープロ入力・複写業	2,866 (1,520)	39,639 (-)	直近の暦年確報値を4等分して使用(経済団体)	
		902 商品検査業	1,363 (417)			
		903 計量証明業	833 (424)			
		904 建物サービス業	20,174 (10,276)			
		905 民営職業紹介業	4,397 (1,488)			
		906 警備業	6,580 (2,959)			
		909 他に分類されない事業サービス業	37,728 (13,990)			
	91 政治・経済・文化団体	Q E 推計上、「911 経済団体」は「その他の公共サービス」に、その他は「対家計民間非営利サービス」に分類				
92 宗教		92,893 (-)		文部科学省 宗教法人に対し、会計年度終了後四月以内に、財務諸表等の提出義務あり(宗教法人法第25条第4項)		
93 その他のサービス業	Q E 推計上「931 集会場」は「対家計民間非営利サービス」に、「939 他に分類されないサービス業」のうち「市場」は「卸売」に分類	2,545 (184)		法人企業統計季報(四半期) 財務省 ・調査客体 : }上記「801 法律事務所、特許事務所」～ ・調査事項 : }「803 公認会計士事務所、税理士事務所」欄を参照		
94 外国公務		-				
公務(他に分類されないもの) R			-			

注1 「事業所・企業数」欄の数値は、平成16年事業所・企業統計調査結果における民営事業所数・企業数であり、()内の数値は企業数を示す。

注2 「小分類」欄の は、Q E 推計上の分類が異なる業種について記載した。

注3 「統計調査・加工統計」欄に掲載した各統計調査等は、「統計マップ(サービス分野)」（平成16年6月 総務省統計局統計基準部）において売上高(収入額)を月次又は四半期ベースで把握しているもの、及び「四半期別GDP速報(QE)の推計方法(第4版)」（平成17年1月改定 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部）でQE推計に利用している基礎統計として挙げられているもの、事務局でその他の資料等を基に把握した民間における売上高(収入額)を月次又は四半期ベースで把握しているものである。

ただし、上記のQE推計に利用されている統計調査については、一部、周期調査も掲載している。

注4 「業務記録等」欄に掲載したものは、「四半期別GDP速報(QE)の推計方法(第4版)」でQE推計に利用している基礎データとして挙げられているもの、及び関係法令等を基に事務局でその存在が把握できたものである。なお、上記のほか、特定非営利活動法人に対し、毎事業年度初めの三月以内に、財務諸表等の提出が義務付けられている。

注5 「統計調査・加工統計」欄及び「業務記録等」欄に掲載しているもののうち、ゴシック体で表記されているものはQE推計に利用されているものを示す。